

(承継資金運用業務を行う場合における利益及び損失の会計処理)

第六条 管理運用法人が承継資金運用業務を行う場合には、第十二条中「及び国民年金勘定」とあるのは、「国民年金勘定及び承継資金運用勘定」とする。この場合、承継資金運用勘定においては、経常損益の計算結果に総合勘定分配金収入を合算して得た額又は経常損益の計算結果から総合勘定繰入金減額損を控除して得た額を、当期純利益又は当期純損失として計上するものとする。

第七条 (年金資金運用基金法施行規則等の廃止)

第七条 次に掲げる省令は、廃止する。
一 年金資金運用基金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第七十五号)

二 年金資金運用基金の財務及び会計に関する省令(平成十三年厚生労働省令第七十六号)

三 年金資金運用基金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第七十五号)

四 年金資金運用基金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第七十七号)

(社会保険労務士法施行規則の一部改正)

第八条 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年厚生省令第一号)の一部を次のように改正す

る。

別表第五十一号を次のように改正する。
五十一 独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第六十六号)に係る申請等

同法第十二条第一項第十二号及び第十三号の資金の貸付けに係る申請、同法附則第五条の二第一項の債権の管理及び回収に係る

申請並びに同法附則第五条の二第三項のあつせんに係る申請

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第九条 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年厚生労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

同法第十三条第一項第一号中「年金資金運用基金法(平成十二年法律第十九号)第二十七条に規定する管理運用方針(第六号において「管理運用方針」という。において)を「年金積立金管理運用独立行政法人が」に改め、同項第一号から第五号までの規定中「運用基準指定ベンチマーク」を「管理運用法人指定ベンチマーク」に改め、同項第六号中「管理運用方針において」を「年金積立金のべきものとされている」を「年金積立金

管理運用独立行政法人が取得すべきものとしている」に改め、同項第七号中「、年金資金運用

基金」を「年金積立金管理運用独立行政法人」に、「年金資金運用基金の」を「年金積立金管理運用独立行政法人の」に改め、同項第七号及び第八号中「年金資金運用基金等」を「年金積立金管理運用独立行政法人等」に改める。

(独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)

第十条 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十五年厚生労働省令第百四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の二条を加える。

(小口の教育資金の貸付けを受けることがで
きる被保険者の要件)
第二条の二 機構法附則第五条の二第三項の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 厚生年金保険の被保険者としての被保
険者期間及び国民年金の被保険者(国民年金
法(昭和三十四年法律第百四十一号)第七
年厚生省令第一号)の一部を次のように改正す
る。

二 同法第十二条第一項第十二号及び第十三号
の資金の貸付けに係る申請、同法附則第五
条の二第一項の債権の管理及び回収に係る
申請並びに同法附則第五条の二第三項のあ
つせんに係る申請

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第九条 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年法律第六十六号)に係る申請等

同法第十二条第一項第十二号及び第十三号の
資金の貸付けに係る申請、同法附則第五
条の二第一項の債権の管理及び回収に係る
申請並びに同法附則第五条の二第三項のあ
つせんに係る申請

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第十条 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年法律第六十六号)に係る申請等

同法第十二条第一項第十二号及び第十三号の
資金の貸付けに係る申請、同法附則第五
条の二第一項の債権の管理及び回収に係る
申請並びに同法附則第五条の二第三項のあ
つせんに係る申請

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第十一条 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年法律第六十六号)に係る申請等

同法第十二条第一項第十二号及び第十三号の
資金の貸付けに係る申請、同法附則第五
条の二第一項の債権の管理及び回収に係る
申請並びに同法附則第五条の二第三項のあ
つせんに係る申請

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第十二条 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年法律第六十六号)に係る申請等

同法第十二条第一項第十二号及び第十三号の
資金の貸付けに係る申請、同法附則第五
条の二第一項の債権の管理及び回収に係る
申請並びに同法附則第五条の二第三項のあ
つせんに係る申請

(確定給付企業年金法施行規則の一部改正)

第十三条 確定給付企業年金法施行規則(平成十四年法律第六十六号)に係る申請等

同法第十二条第一項第十二号及び第十三号の
資金の貸付けに係る申請、同法附則第五
条の二第一項の債権の管理及び回収に係る
申請並びに同法附則第五条の二第三項のあ
つせんに係る申請

八 国民年金の保険料全額免除期間(国民年金法第五条第四項に規定する保険料全額免除期間をいう。)

二 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)以外の被用者年金各法(国民年金法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる法律をいう。)の組合員期間

本日本国内に住所を有しない者であった

期間

三 申込みのあつた日の属する月の前々月に

おいて国民年金法第八十九条、第九十条第一項若しくは第九十条の三第一項又は国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第十九条第一項若しくは第二項の規定により保険料を納付する

ことを要しないものとされていないこと。

(承継債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあつせん業務を行う場合における業務方

法書の記載事項)

第二条の三 機構が機構法附則第五条の二第一項、第二項及び第三項に規定する業務を行う

場合には、機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべ

き事項は、第二条各号に掲げる事項のほか、

第一項第一号に規定する第二号被保険者

を除く。次号において同じ)としての被保

険者期間(同法第七条第一項第一号に規定する第一号被保険者並びに同法附則第五条

第一項及び国民年金法等の一部を改正する法律(平成六年法律第九十五条)附則第十一

一条第一項に規定する被保険者にあっては、保険料納付済期間(国民年金法第五条

第二項に規定する保険料納付済期間をい

う。)及び保険料半額免除期間(同法第五条

第五項に規定する保険料半額免除期間をい

う)に限る。次号において同じ)を合算し

た期間が十年以上であること。

二 小口の教育資金の貸付けのあつせんの申

込み(次号において「申込み」という。)を受

理した日の属する月の前々月までの二十

四か月間において次に掲げる期間以外の期

間がないこと。

イ 厚生年金保険の被保険者としての被保

険者期間

ロ 国民年金の被保険者としての被保険者

期間

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第六十号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する法律施行規則の一部改正

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「間」の下に「(当該年度の中途に事業を廃止した事業主にあつては、支給の申請を受理した日から三月以内)」を加える。

第四十六条第三項中「並びに同条第十八項」を「同条第十八項」に改め、「係るもの」の下に「並びに法第八十二条第一項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第三章第六節に係るもの」を加える。

(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)

第二条 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令を受

理した日から三月以内)」を加える。

第四十六条第三項中「並びに同条第十八項」を「同条第十八項」に改め、「係るもの」の下に「並びに法第八十二条第一項に規定する厚生労働大臣の権限のうち法第三章第六節に係るもの」を加える。

(独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)

第二条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第十条第一項第二号中「及び第七号」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第一條中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第十号第一項第二号中「及び第七号」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第一條中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第一條中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第十号第一項第二号中「及び第七号」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第四十三条第一項ただし書及び同項第三号を削る。

六 更衣室 男子用と女子用を別に設ける
と。

練等支援費の額を控除した額」に改め、同条第七号中「第十五条の十一第三項」を「第十五条の十

2 指定知的障害者更生施設は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、入所考

4 前三項に規定するもののほか、指定身体障害者療護施設には、消防設備その他の非常災害に

ための間仕切り等を設けること。
八 廊下幅 二・二メートル以上とすること。

二第八項」の下に「(法第十五条の十四の四第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

条の十一第二項第一号に掲げる額の支払を受けるものとする。

際して必要な設備を設けなければならない
第四十八条第三項中「身体障害者居宅生活支援事業者」を「障害福祉サービスを行う者」に改め
同条に次の一項を加える。
4 指定特定身体障害者授産施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるよう努めなければならない。

第四十九条第一項ただし書及び同項第三号を削る。

3 指定特定身体障害者通所授産施設には、必要に応じて原燃料及び製品の製造・運搬のために機械器具等を備えなければならない。
4 第一項（第二項において準用する場合を除く。）及び前項に掲げる設備は、専ら当該指定特定身体障害者（第一号イを除く。）の設備の基準について供を行なうもの（第一項第一号中「食堂兼集会室」とあるのは、「集会室」と読み替えるものとする。）を準用する。

第三条第三項中「法第四条第六項に規定する知的障害者居宅生活支援事業」を「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同法附則第八条第二項の規定により障害福祉サービスとみなされたものを含む。以下同じ。）」に改め、同条に次の二項を加える。

4 指定知的障害者更生施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業

第五十一条 第五十二条に次の二項を加える。
前各項に規定するもののほか、指定特定身体障害者入所授産施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならぬ。

定身体障害者通所授産施設の用に供するものでなければならぬ。ただし、入所者の支援に関する限りでは、この限りでない。

4 第四条第一項ただし書及び同項第三号を削る。
第七条に次の一項を加える。
前三項に規定するものほか、指定知的障害者入所更生施設には、消防設備その他の非常災害に備え、施設の構造、設備等に必要な措置を講じなければならない。

(指定特定身体障害者通所授産施設の設備)
第五十三条 指定特定身体障害者通所授産施設（食事の提供を行うものに限る。）の設備の基準は次のとおりとする。

第五十五条第七号を同条第八号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。
七 廉待の防止のための措置に関する事項

害に陥して必要な設備を設けなければならぬ
い。
第八条第一項に次のただし書きを加える。
ただし、食事の提供を行わない施設にあって
は、第一号の食堂を設げないことができる。

一 口 必要な備品を備えること。
二 洗面所 入所者の特性に応じたものである
「こと」。

○厚生労働省令第六十一号
知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十一号）第十五条の二十六の規定に基づき、指定知能障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準一部を改正する省令を次のように定める。

4 前三項に規定するもののほか、指定知的障害者通所更生施設には、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならぬ。

四　イ　口　入所者の特性に応じたものである」と。
　　男用と女用を別に設けること。
　　医療室兼静養室
　　治療に必要な機械器具等を備えること。
　　寝台又はこれに代わる設備を備えること。

平成十八年三月二十九日
厚生労働大臣 川崎、二郎
指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に
関する基準の一部を改正する省令

定する指定居宅支援」を「指定障害福祉サービス」(障害者自立支援法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。)に改め、同条第八項中「指定居宅支援」を「指定障害

五
イ 作業室又は作業場
ロ 作業を行ふ入所者一人当たりの床面積
は、機械器具等を除き、一・六五平方メートル以上とすること。
ト 作業に必要な機械器具等を備えること。

の一部を次のように改正する。

第十六条 第十六条を次のように改める。
(施設利用者負担額等の受領)
第十六条 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援を提供した際は、入所者から施設利用者負担額の支払を受けるものとする。

